

令和4年7月20日

山形地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記5の募集要領によりお申し込みください。

記

1 日 時 令和4年8月10日（水）午前10時00分から

2 場 所 山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
山形労働局大会議室

3 議 題 (1) 山形県最低賃金改正諮問に係る答申について
(2) 特定最低賃金改正の必要性に係る諮問について
(3) その他

4 傍聴者 若干名

5 募集要領

(1) 傍聴希望者は、氏名、年齢、所属、住所、電話番号及びFAX番号をご記入の上、郵送又はFAXにて下記の宛先までお申込みください。
お申込み締切日は令和4年8月3日（水）必着

郵送の場合： 郵便番号990-8567
山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
山形労働局労働基準部賃金室あて
FAXの場合：023（624）8345

(2) 会場の収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、当選された方に対しては、後日、郵送により連絡いたしますので、当日は必ずその文書をご持参ください。

(3) 当日は、審議会の開始10分前までにお出でください。審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。

なお、事前にご応募いただいた本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は、必ず本人であることがわかるものをお持ちください。

6 その他

(1) 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。

(2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申込みの際にお書き添えください。また、介助の方がおられる場合は、その方の氏名も併せてお書き添えください。

山形地方最低賃金審議会

事務局：山形労働局労働基準部賃金室

電話：023（624）8224

《別添》

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は、必ず切ってください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明したり、拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕、拡声器等、審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内に持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内では着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長又は部会長及び審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。
なお、上記の各事項に反する行為を行った場合は、会長又は部会長がその者を退場させることができます。

山形地方最低賃金審議会